

委員長交際費支出基準

この基準は、選挙管理委員会委員長が、対外的な交際をする際に必要な経費として支出する交際費について、必要な事項を定める。

委員長交際費の支出項目、支出範囲及び支出金額は、次のとおりとする。

支出区分	支出内容	支出金額
弔慰	別表に基づき支出する。	別表参照
会費	会費を必要とする研修会、会合、懇談会等について支出する。	金額の指定のあるものについては会費相当額、指定のないものについては、10,000円を限度とする。
見舞	選挙管理委員会委員が原則として14日以上入院治療した場合に支出する。	別表参照
その他	上記のいずれにも属さない場合で、交際上、委員長が特に必要と認める場合	その都度協議(社会通念上妥当と認められる額)

別表

対象			香料	供花	見舞金
選挙管理委員会委員	現職	本人	10,000円	有	5,000円
		親族	5,000円	-	-
市議会議員	現職	本人	5,000円	-	-
常勤特別職(市長・副市長)及び教育長	現職	本人	10,000円	-	-

備考

- 1 親族とは、配偶者並びに一親等血族及び同居の一親等姻族をいう。
- 2 供花については、花輪代として実費を支出する。